

議案第15号

川崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

川崎市空家等対策協議会条例（平成28年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。